

議事日程(第4号)

平成26年9月24日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第50号 平成26年度うきは市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第60号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 うきは市地下水の保全に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第67号 平成25年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第68号 平成25年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第69号 平成25年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第70号 平成25年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第71号 平成25年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第72号 平成25年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第73号 平成25年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第74号 平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 請願第2号 「農業・農協改革」に関する請願

- 日程第16 請願第1号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第17 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算にかかる意見書採択の要請について
- 日程第18 追加議案上程 議案第75号 1件  
意見第1号から意見第4号まで 4件
- 日程第19 市長の提案理由の説明
- 日程第20 議案第75号 平成26年度うきは市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 意見第1号 集団的自衛権行使容認と国家安全基本法制定に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第22 意見第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 意見第3号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）の提出について
- 日程第24 意見第4号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第25 諸報告
- 日程第26 閉会中の調査の申出について  
近隣の上下水道事業についての調査（総務産業常任委員会）  
下水道普及率についての調査（総務産業常任委員会）  
所管事務調査（総務産業常任委員会）  
放課後児童健全育成事業についての調査（厚生文教常任委員会）  
所管事務調査（厚生文教常任委員会）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第60号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 うきは市地下水の保全に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第67号 平成25年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第8 議案第68号 平成25年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第69号 平成25年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第70号 平成25年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第71号 平成25年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第72号 平成25年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第73号 平成25年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第74号 平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 請願第2号 「農業・農協改革」に関する請願
- 日程第16 請願第1号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第17 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算にかかる意見書採択の要請について
- 日程第18 追加議案上程 議案第75号 1件  
意見第1号から意見第4号まで 4件
- 日程第19 市長の提案理由の説明
- 日程第20 議案第75号 平成26年度うきは市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 意見第1号 集団的自衛権行使容認と国家安全基本法制定に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第22 意見第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 意見第3号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）の提出について
- 日程第24 意見第4号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第25 諸報告
- 日程第26 閉会中の調査の申出について  
近隣の上下水道事業についての調査（総務産業常任委員会）

下水道普及率についての調査（総務産業常任委員会）

所管事務調査（総務産業常任委員会）

放課後児童健全育成事業についての調査（厚生文教常任委員会）

所管事務調査（厚生文教常任委員会）

---

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鎌水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	吉岡 慎一君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	高木 勲美君
総務課長 .....	石井 好貴君	会計管理者 .....	佐々木正志君
財政課長 .....	大熊 孝則君	企画課長 .....	重松 邦英君
税務課長 .....	内山 勇君	徴収対策室長 .....	内藤 一成君
市民生活課長 .....	重富 孝治君	生涯学習課長 .....	安元 正徳君
監査委員事務局長 .....	段野 弘美君	保健課長 .....	金子 好治君
福祉事務所長 .....	後藤 一善君	住環境建設課長 .....	江藤 武紀君

災害対策推進室長 ----- 高瀬 智君                      農林・商工観光課長 ---- 野鶴 修君  
学校教育課長 ----- 秦 克之君                      浮羽市民課長 ----- 篠原 武英君  
自動車学校長 ----- 中嶋 吾郎君                      財政係長 ----- 高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、ここで住環境建設課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。  
住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 9月19日に開催されました、決算特別委員会におきまして宿題となっております件につきまして御回答させていただきます。

公営住宅の専用水道費についての御質問でございました。

1点目が、専用水道使用料で5年以上滞納している世帯数と滞納金額についてという御質問でございました。世帯数につきましては75世帯、合計滞納金額209万2,785円となっております。

それから2点目でございます。最近5年間での専用水道使用料の減免の実施世帯についてということでございました。専用水道使用料で生活困窮や生活保護などを理由とした減免については行っておりません。

以上が回答でございます。

これ以外の要求されております資料の提出につきましては、でき次第、追って配付したいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

---

### 日程第1. 議案第50号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第50号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長に報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております総務産業常任委員会に付託されました補正予算についての報告をさせていただきます。平成26年第4回うきは市議会定例会において総務産業常任委員会に付託された議案について、うきは市議会委員会条

例第36条の規定により、総務産業常任委員会における審査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

議案第50号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4億8,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億7,840万1,000円とするものであります。歳入補正の主なものは地方交付税1億9,029万5,000円、繰越金3億9,212万9,000円のほか、国・県支出金合わせて約9,000万円、使用料及び手数料、寄附金である、「ふるさと・うきは・まごころ寄附金」及び市債を増額補正し、基金繰入金——財政調整基金でございますが、2億5,000万円を減額補正するものであります。

総務産業常任委員会所管に係る歳出補正は、総務費2億5,510万6,000円、これは歳入の基金繰入金2億5,000万円をそのまま財政調整基金に積み立てるものであり、農林水産業費9,244万3,000円が主なものとなっております。

総務産業常任委員会では、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。審査の中では、特に企画課の取り組みによって事業が進展しております指定寄附金「ふるさと・うきは・まごころ寄附金」について、さらなる推進拡大と寄附金の2分の1額を謝礼とする記念品のアイデア等に議論が集中いたしました。この事業に関しましては、長崎県平戸市の成功例などを参考に、事業拡大における体制の整備や、今後、寄附者に謝礼として贈る、うきは特産品を選択制に移行する計画に、うきは市に帰郷する旅券を加えてはどうかなど議論が交わされました。

次に、農林水産費では、畜産振興総合対策事業費補助金によるカプセル式子豚育成の防臭効果など、今後の事業普及予測のほか、今年度からスタートした農業改革において、中間管理機構が担う農地集積等に関する、うきは市の所管事務、さらには日本型直接支払による従来の農地・水保全向上対策事業に併合する農業の多面的機能の維持のための農地のり面の草刈りや農業水路の泥上げなど、農業者の高齢化、担い手不足等の課題を解消するため、うきは市の基幹産業である農業を維持発展させる政策を打ち出す必要があるとする提言がなされました。

また、第7款商工費、観光費では、四季の舎ながいわが山村振興における都市と山村交流の拠点として、現在うきは市直営によるレストラン経営にとどまらず、癒やしと農業など、滞在型の施設としてこれを生かすための政策提言がなされたところであります。

以上のとおり、うきは市が振興発展を図るための活発な論議が展開されましたが、付託されました補正予算につきましては全会一致で採択いたしましたので、総務産業常任委員会における審査の経過及び結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました議案第50号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の厚生文教常任委員会の所管に関する部分については当委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

審査については、それぞれ担当課長に出席をいただき、詳しい説明を受けました。

補正予算それぞれ款、項、目の内容については、その主な部分のみ報告させていただきます。

まず、民生費の中の臨時給付金事業の1,091万6,000円の増額については、当初の予定よりその対象者が多くなったことについての予算で、給付金の大部分である1,000万円については、全て国の負担で賄われるということであります。

次に、教育費の中の学力向上推進事業費134万7,000円の増額については、問題集とテキストの印刷製本費、また、佐賀県武雄市が今年度から導入しております小学校授業でのタブレット端末を使った授業を、まず教職員で視察を行うということで、その成果については今後、我が市にとっても注目すべき事業だと思われまます。

次に、同じ教育費の中の文化財保護費5,200万円の増額については、一昨年九州北部豪雨で、お一人のとうとい人命まで失い大きな損害を受けた注連原の田辺家の建物の修復事業費で、この建物は江戸時代終わりごろのもので、建築学上貴重な建物ですが、被災の5日前に文化庁より正式に重要伝統的建造物の指定を受けていたため、これを再建修復するもので、その再建費用は国が70%、県12%、市18%の負担割合で賄われます。再建後は、注連原地区振興のため、地元の人たちの管理のもとに建物を見学施設として開放し、また地元物産などの販売も計画しているとのこととです。

以上、この補正予算第50号については、慎重審議の結果、全会一致可決するものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第2. 議案第60号

日程第3. 議案第61号

日程第4. 議案第62号

日程第5. 議案第63号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第60号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第5号、議案第63号うきは市地下水の保全に関する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました議案第60号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の審査は、厚生文教常任委員会に付託されていただきましたので、審査の過程とその結果について報告いたします。

この議案の審査には、所管であります後藤福祉事務所長に出席をいただき、説明を受けました。

この条例案については、国の児童福祉法の規定を基準とし、保育を受ける乳児、幼児、児童の人権、居住環境、精神衛生環境、保健衛生環境、教育環境を維持するための基本的条件については、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業など、いずれの場合においても全て網羅されており、慎重審議の結果、全会一致可決することと決しました。

続きまして、議案第61号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の審査についても、厚生文教常任委員会に付託されていただきましたので、審査の過程とその結果について報告いたします。

この審査については、議案第60号と同じように、所管であります後藤福祉事務所長から説明を受けました。

平成24年施行された国の法律、子ども・子育て支援法に基づき、施設で生活することが困難な居宅型保育事業を除くその他の施設に通所し、一定の時間を過ごす小学校就学前の子供の保育及び教育を受ける権利の確保と、保護者の権利と義務等を国の法律にのっとり規定し、また、施設利用者の個人情報の管理など、施設設置者の施設運営に関する義務等を規定したもので、その内容は妥当であると認め、全会一致で可決することと決しました。

続きまして、議案第62号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の審査についても、同じく厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、審査の過程とその結果について報告いたします。

前議題と同じ所管であります後藤福祉事務所長にその説明を受けました。

今まで児童福祉法に基づき運営されてきた、いわゆる学童保育のあり方を、新しい制度により職員の資格、人数、施設、設備、児童1人に必要な面積の確保や一定規模の定数を決めるなど、学童保育の質の向上と待機児童をなくす規定が設けられています。うきは市の現状を見ますと、この条例により学童保育の質と量的部分が一気に解決できるとは思えませんが、そのことはこの条例施行後に条例の規定に基づき段階的に解決できると思われしますので、この条例設置は妥当であるとのことで、全会一致可決することと決しました。

続きましては、議案第63号うきは市地下水の保全に関する条例（案）については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、審査の過程とその結果について報告いたします。

この条例案については、市民生活にとって大変重要な条例であるとの理由により、御承知のように総務産業常任委員会との連合審査をいたしました。審査には高木市長公室長、重富市民生活課長、高木生活環境係長に出席をいただき説明を受けました。

その審査の過程では、特定採取者の届け出段階での住民説明会の義務づけや量的制限、罰則規定がないなど、また、特定採取者の規定を1日当たり最大10立方メートル以上採取する者とした根拠や、多量の地下水くみ上げの上限がないなど、原案に対する異論もかなりあったことで、連合審査会で出された多数の意見については、それをベースとして厚生文教常任委員会でさらに細部の審査、検討を行った結果、原案の一部を修正すべきであるという結論に達しました。その修正案については以下のとおりであります。

まず、原案の第5条以下をそれぞれ2条ずつ繰り下げ、これから先、修正部分を赤で示しております。

「（採取量の規制）第5条、市長は、前条の届出が提出された場合において、地下水の採取に

起因する水位の低下その他地域住民の生活用水に影響を及ぼすおそれのある水量を採取しようとする特定採取者に条件を付すことができる」とし、「（住民への説明）第6条、前条により条件を付された特定採取者は、事前に当該採取地域の関係住民に対し、計画の概要等を説明しなければならない」とし、さらに第11条の次に、「附則、（施行期日）1、この条例は、平成27年1月1日から施行する」。次、「（検討）2、市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」を加えることとし、全会一致でこの一部修正案を可決しました。また、一部修正案を除く原案部分についても、全会一致で可決することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） ただいま議題となりました議案第63号うきは市地下水の保全に関する条例の制定について質問をいたします。

まず、この条例の第2条で定義というのが決められてあります。「この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。（1）特定採取者は、1日当たり最大10立方メートル以上の地下水を採取」としてありますが、この10立方メートルというのはどういう基準で測定されるのか、全く条例にうたわれてありません。したがって、このものについての委員長の見解を求めたいと思います。

それから、最大10立方メートルというのは、ちっちゃい揚水ポンプでも1日10時間以上運転すれば10トン以上の水をくみ上げることが可能であるわけなんです。したがって、島根県の日野町あるいは山梨県の富士河口湖町あたりは、取水ポンプの出口部分の面積でこの制限を加えているわけでありまして。

例えば、ここに日野町の条例を持ってきてありますけれども、日野町の条例でありますと、つまり揚水機の吐き出し口の断面積6平方センチメートル以上は届け出が必要ということであるわけ。ポンプの出口の口径でこういう規定がなされているわけでありまして。同じく富士河口湖町も、町条例では、地下水採取の際、取水ポンプの出口部分の断面積が6平方センチを超える場合は町の許可が必要、こちらのほうはですね。日野町は届け出が必要、富士河口湖町は許可制になっているわけでありまして。

そこでこの面積を調べますと、ポンプの口径というのがありますが、例えば、口径が25ミリメートル以下の場合は、大体、揚水ポンプの馬力が400ワットということで、通常これ、2分の1馬力というポンプであります。1分間に29リットル揚水しますから、29リッ

トルを60分回しますと1時間で1,740リットル、つまり1.7トン、もしこれを連続して8時間回しますと1万3,920リットル、つまり13トンになるわけでありまして。もしこれが32ミリの口径でありますと、通称750ワットということになります、750ワットが1馬力のモーターを据えた揚水機ということになります。これになりますと、毎分45リットルということですから、45リットル掛ける60分、1時間で2,700リットルの揚水が可能であるわけ。これを8時間ということになりますと2万1,600リットルということですから、21トンの水をくみ上げることになるわけでありまして。したがって、この10トンというのをどうということではかるのかというのが1点であります。

それから、修正部分の第5条で採取量の規制というのがなされてあるわけ。「市長は、前条の届出が提出された場合において、地下水の採取に起因する水位の低下その他地域住民の生活用水に影響を及ぼすおそれのある水量を採取しよう」と、この水量を採取しようとする、おそれのある水量というのはどのようにして測定するのかですね。おそれのある水量。

したがって、今申し上げました、1日というのは24時間ありますけれども、24時間ぶっ通しでくみ上げるということは考えられませんが、事業ということになりますと、8時間は当然操業可能ということになります。したがって、8時間ですよ。1日10トン以上でありますけれども、時間を集中してくみ上げるということが周囲の地域住民の地下水に影響を及ぼすことは明白であります。その点をどのように考慮して、こういう制限をされるのかですね。この採取量の規制ということですが、このままでは規制の対象になってない、条件を付すことができるということだけであります。

それから、附則文が出されてあります。施行期日は27年1月1日から施行日で結構ですが、第2項の検討、「市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としてありますが、3年を目途に、つまり検討を加えていただかなきゃなりませんけれども、必要な措置、これは、私は大きく分けて3つあると思うんですよ。この条例では、地下水の保全になってないということです。

したがって、今後3年以内に地下水の保全に関する規定、つまり、地下水の汚染問題もあります。例えば、せんだってニュースがあってございましたですね。農協のガソリンスタンドのタンクが油漏れして、周囲の民家に大きく被害を及ぼしたというような被害報告も、テレビでやっとなばかりであります。したがって、油販売の地下タンクについては、一定以上の年数がたちますと、当然埋設をし直さなきゃならんということが決められてありますけれども、その一定年数にたたなくても油漏れの事故というのは方々で出てきておりますので、地下水の保全に関する規定、これをぜひ必要な措置として考慮していただきたい。

それから、条例違反者に対しての行政処分が全く決められてありません。この条例では公表す

ることができるということだけであって、違反しとっても行政処分らしい規定が決められてない。それからもう一つは、悪質な採取者についての司法処分が全く決められてない。だから、こういうものについて3年を目途に、ぜひ講じていただかなきゃなりません、これに対する委員長の所見を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 内容が多岐にわたっておりましたが、まず、私たち厚生文教常任委員会で、この審査に当たるときの基本的な考え方としたのは、まず、特定採取者が届け出計画を上回るような多量の地下水をくみ上げ、住民生活の日常生活に明らかな影響が出ることを想定すればそういったことになるだろうと。要するに、入り口規制を厳しくしなさいということになるだろうと。当然、住民生活に影響があつてはいけないわけですが、それを起こらないように歯どめをかけるという側面。

それから特定採取者という、いわゆるここに規定しております10立方メートル以上の地下水をくみ上げる人または企業がもたらす——企業進出という形で、そういった方が、特定採取者がうきは市で操業を始める。あるいは、進出してくる。そういうことを、これはある意味、市や市民生活への、またこれは利益という側面があると思います。つまり、地下水採取による住民生活への影響をどう食いとめるか。それから、企業進出がもたらす、うきは市または市民への影響をどういうふうにバランスをとるのかというのが、この条例制定の精神であると、まずスタート時点で確認しております。そういうことであります。

したがって、規則の中で、この修正案からいけば厳しい内容といいますか、規則の中に最大取水量とかいろんな——今、議員が言われましたような地下水汚染の問題とか、そういうときがあつたらどうするのかというのは、事前に執行部に対しては規則の中に盛り込んでもらう必要があるだろうと思います。ただし、この規則についても、この条例が施行され、それに基づいて特定採取者が申請をするという段階では、当然、条例の中身にとどまらず、それを補足しております規則とか、そういったもの、いわゆる例規集の中でそういうことは明確に示されるだろうと思っております。また、そうでなければならぬと思っております。

つまり届け出をする特定採取者は、届け出の段階で規則の中身も知らされることになると思います。ですので、もちろん規則の内容が大変大事でありますけれども、その時点で何も知らないままに特定採取者が操業を始めるということは、私たちはあり得ないと思っております。今言いましたように、パイプの太さの規定とか1日のくみ上げる、いわゆる操業の時間、そういったものを考慮すれば、非常に内容的には抜けている部分が多いんじゃないかというのは確かにあると思います。

ただ、10立方メートル以上の根拠といいますのは、大変申しわけないんですけど、私事で言いますと、私が個人的に商売しながら家族は7人おります。それで、毎日の使用量が2立米、いわゆる2トンです。ですから、10立米というのはその5倍、通常のサラリーマン家庭であれば恐らく1トン以下であろうと思います。そうすると、10立米というのは、普通の一般家庭の10倍以上の数字になるだろうということで、根拠がないと言われるとそうなるんですが、その10立米以上というのは最低限として妥当な数字ではないかなというふうに意見は出たところです。

そういったところで、要はこの条例がもたらす市民生活への悪影響の防止、それから市民生活への利益、この両面をどう保っていくのかというのがこの条例の精神であるという基本的な立場にのっとって私たちは審議をいたしましたので、この内容でいき、しかも3年をめどにいろんな不都合が起きたときには、しっかり市として対応してもらおうということで、こういう修正案を出させていただきました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 委員会では、大変御迷惑をかけて慎重審議されたようでございますけれども、実は第3条に地下水の保全というのが決められてありますけれどもね。つまり、市民も同じですけども、「事業者及び特定採取者は、地下水の保全について自ら必要な措置を講ずる」と。それから次に、「地下水の保全に関する施策に協力しなければならない」ということが決められてありますけど、こういう施策あたりは全く示されてない。

それから、これの第11条でありますけれども、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」としてありますけれども、条例で委任された規則ですから、本当はその規則が出てこなきゃ本当の審議はできないということでもありますけれども、この規則は全く示されてないという状況であります。

それから特定採取者は、条件は最初からつくようになってないわけですね、これはですよ。「前条の届け出が提出された場合において」——第5条ですが、「地下水の採取に起因する水位の低下」、だから起因するということになりますと、揚げてみないとわからん、揚水してみないとわからんということ。あるいは、地域住民に影響を及ぼすおそれがあるときは条件を付されるけれども、それ以外は条件が付されてないわけなんですよ。したがって、条件が付されてないということになりますと、第6条の計画の概要等の説明責任もないということになるわけ。条件を付されてないからですよ。したがって、そういう条件を付するための規則をきちっとしたものをつくってもらわなきゃ、この条例が空回りするおそれがありますので、このような質問をやっているわけであります。

それから規則というのは、御承知のとおり、条例だったら議決事件になりますけれども、規則は議決事件になってありませんから、どのような規則を定めようと、これは市長の裁量権ということになるわけ。そういう裁量権でしっかりした担保を求めないことには、この条例が生かされないことになるのは非常に残念であるわけです。

したがって、非常に重要なこと、地下水の保全というのが、うきは市では5%程度の人が簡易水道とか、あるいは専用水道を使ってありますけれども、95%の人は全て地下水に依存してるという状況であります。したがって、この地下水の保全に関する条例、ぜひ制定しなきゃなりませんけれども、むしろ先ほど申し上げましたように、地下水の保全のための規則、それから条例違反者等に対すところの司法処分、最後には、悪質な業者が、このうきは市に出てきて地下水を採取して事業を始めるということになりますと、必ずその地域住民には影響を及ぼすことは明白でありますので、こういう点について規則できちとうたっていただきますように、あとは厚生文教常任委員長がしっかり監視の目を光らせて、こういう規則ができるように努力をしていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、答弁。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 言われることはごもっともであると思います。

最初に申しましたように、特定採取者と言われる規模の水をくみ上げる人というか企業にとっては、さっきも言いましたが、届け出段階で、この規則等も知ることになると思います。つまり、その規則が一番重要なところですけども、これはこの条例案が出てきて、そして全員協議会で説明があり、そして非常に重要なことであるということで、付託は厚生文教常任委員会でありましたけれども連合審査という形をとらせていただきました。そして、そこで非常に多くの意見、疑問点やつけ加えるべき点とか、いろんな意見が出ました。

しかし、この一連の流れというのは、恐らく市長以下、執行部の方々も、当然、認識してあられると思います。したがって、目を光らせんでいいと、任せてしまえばいいという意味じゃありませんけれども、そこは議会と執行部との信頼関係で内容をきちと決めていただくということで、もちろん規則が決まった後は例規集にも載ってくることだと思いますので、そこいらを監視しながら、そして届け出段階で、さっきも言いましたように、ちょっとくみ上げる予定の水量が多いなというような届け出者については、事前にこのことでこういうことが起きたら行政指導、立入検査、もろもろの場合が考えられますけれども、そういうことをしますよという、やはりちゃんと注意というか要件をつけておけばいいのではないかと。

要は、地下水のことですから、くむ人も、あるいは地下にある水のこと何もわかりません。もちろん無尽蔵にあるとは言いませんけれども、うきは市は地下水の豊富なところだということも言われておりますし、現段階での地下水枯渇というのは、一部の浅井戸を除けば報告されてお

りませんし、そういったことも鑑みながら、この条例案というのはしっかり執行部には運用していただければいいのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 今回の定例会で、一般質問を初め、決算特別委員会という初めての経験をさせていただきました。本当に市民に対し、議会の重みを痛感した次第でございます。

13番議員と関連でございますが、4日に提出されたこの条例案について、連合審査2回、常任委員会3回、真剣な討議が本当になされました。最終結果は、本日、厚生文教常任委員会のほうから修正案が出されました。

しかし、当初より私は届け出制に対して疑問があるのはずっと述べてきたところでございます。例えば、本当は30日前に届け出を受理後、それに対し審査、そして調査した上で29日以内に通知、許可を出すのが通常的な制定の方法ではないでしょうか。例えば、景観法の届け出あつては、受理後審査を行い、30日以内及び最大90日以内に通知となっており、罰則の規定もあります。届け出制と許可制とでは、市民に対する反応や採取者の責任感の度合いがかなり違ってくると思います。

言いたいことは、最後に出されております、この修正案附則に3年とうたっています。その中で、許可制の導入整備を強く願いたいと思います。委員長、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、答弁。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 許可制導入云々につきましては、当然これを予定どおりいけば27年1月1日から施行されるわけですから、この施行の状況にのっとって市がどう判断されるのか、これはやっぱり許可制にしないとまずいとか、あるいは届け出制でいいのではないかというような判断は執行部がされることだろうと思います。

伺っておりますと、市長はこの条例案が——今回修正を加えるわけですけれども、この9月議会で認めてもらえれば、直ちに市民への周知徹底を図ると。そして1月1日に持っていきたいという心づもりであるということをお聞きしております。

そういったことで、まずはこの条例を施行してみて、そして恐らく、何の条例、法律にしても、最初から100%というのはあり得ないと私は思っております。ですから、そういった施行後にこの部分が悪いとか、ここをやっぱり数的な制限を設けるべきだというのは、当然、施行後に出てくる問題だと思いますので、そういうことでしっかりそのことを市長に心してもらって、今後、この条例施行にはしっかりやってもらいたいと。当然よそに市長がおられるわけではありません。横におられますので、聞いておられると思いますので、この議会の意思というのは正式にもちろんお伝えしますが、伝わるとは思いますので、そういうふう感じておるところでござ

います。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） ありがとうございます。

計画策定のときも数年かかって最終的な条例ができました。この水保全に対しては、余りにも短期間で策定するような状況ですけど、この3年という言葉が出てますが、この中でされるでしょうじゃなく、してもらいたいというのが私の希望ですけどね。

せめて条例の中に罰則というのが入らんと、届け出すればそれで終わり。例えば、届け出されて審査もない、許可もない。例えば、印鑑押して出すのか、受け取るだけなのか。そういうところ、最終的にこれ、はっきりしなかったんですね。それで、届け出をもらった、許可をしますって許可というかも、受け取るだけでしょう。許可証の発行とかないんでしょう。その点は、例えば相手の採取者に対しても何か控えを持つとかんと、届け出しただけでは、だから私、許可制のほうを願っているのは、当初から会議の中で言ってきたところでございます。

今、執行部のほうが考えるでしょうと言われましたけど、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 要するに、規則に定めるだけでは弱いと言われる趣旨だろうと思います。

私もこの規則という文言をつけたとき、まず思いましたのは、条例というのは、もちろん法にのっとって厳しく、その対象になる人はそれを守る義務がもちろんあります。例えば要綱——要綱というのは、法的規制はないそうです。規則というのはどうですかということで、法制のほうに調べてもらいました。規則というのは、あくまでも、いわゆる性格としては法にのっとった基準であり、法的規制がかかりますということでもあります。そういうことを確認しております。

ですので、規則にうたって、ただ、隠れた部分の規則にうたってるだけではという考え方もあるかもしれませんが、規則にうたうこと自体は大変重要な位置づけになってくると思いますので、私どもとしてはこれで十分だと——十分とは言いませんが、これでいいのではないかというふうな結論を得たところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 罰則規定のことは聞きました。しかし、それでも、この条例案を我々が聞いて、期間が早いから間に合わないというようなお話も聞いております。

今後3年とうたってますから、最終的にも、その言葉だけしか言われませんが、今、この罰則をつければ検察庁ですか、それで日にちがかかるから早急な条例はできないというお話を聞いてますけど、これは大事な条例でございますので、本日、決をとるんでしようが、あくまでも

3年以内ということを入れて、ぜひとも執行部の皆様もお考えいただきたいと思います。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 施行後、一応修正案、いわゆる連合審査の中で出てきた案というのは、もう1年以内という案が最初あったと思います、御承知のように。ただ、やっぱり親法の国の水循環基本法、この法律が施行されておりますですね、4月1日から。それで、それにのっとなって、親法の法律が5年をめどとした見直しというふうになっております。しかし、やはり5年では、地方の自治体において、実際、地下水をくみ上げるような場面を想定した場合、5年ではやっぱり長過ぎるだろうということで、これは執行部にも意見を伺った部分です。3年ではどうだろうかということに厚生文教としては落ちついたというのが正直なところであります。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 大越委員長、それから厚生文教の皆さんには大変御苦勞をおかけいたしました。まずもって、この条例の審査に当たっては高木市長、それから厚生文教常任委員会の皆さんに勢い余って大変御無礼なことを申し上げたところでもあります。お許し願いたいと思います。

そこで今、13番議員、それから2番議員から質問がございました。まず、2点だけを確認してから私の見解を確認したいと思うんですが、1点目が、委員長が、条例は執行部が判断してという答弁がありました。判断して——この提出権の問題だと思うんですけど。議会にもその権限があるということを見逃してはならないということを、まず申し上げておきたいと思います。

それからもう一点は、この修正第5条、採取量の規制、これを、この量についてどの程度を委員会としては考えておられるのか。答弁がございませんでしたから。

それともう一つは、10トンをどう測定するかという答弁もなかったと思います。そのあたりが非常に大事なところありますので、その辺をまずお伺いしたいんですが、それを後で答弁いただくとして本論に入りたいと思います。

1つは、この条例の基本たる行政法的な観点から見た場合について、私はいろいろ異論を持っておりましたので、この際、申し上げておきたいと思うんですが。

もともとこの条例は、一定数量以上の地下水採取を規制するものではありません、内容からですね。あくまで届け出という一定の事実を知らしめるための准法律的行為にとどまっております。そういう意味では、行政法上の公定力は基本的には整理していないと。したがって、こういう届け出は、第4条の要件を満たせば——第4条に要件がございますですね。届け出書の記載事項等々4項目あります。こういう要件が満たされておれば、これを拒否するわけにはいかないとい

うのが届け出の制度です。まして、これで修正案に条件を付し、また、第9条ですね、指導等。この中には命令という行政処分も出てまいります。さらに、これに違反した場合の公表、こういう制裁が課されておりますけれども、これは行政法上ではできないというふうに私は解釈いたしております。つまり、住民の生活用水を守る必要上、一定数量以上の地下水採取を規制するためには、いわゆる不法的な逸脱した行為を禁止して許可制を設けることが必然だと考えております。

結果としては、この条例は確かに必要です。待ち望んでおりました。しかし、この条例の適用の内容については非常に無理があります。これが制定された場合については、あくまで行政指導の範囲で運用せざるを得ないというふうに思っております。したがって、早期に見直す必要がありますので、今、論議がなされているような点について、しっかり専門的に法的な観点からも御審議いただいて、執行部のほうには特にお願いしたいというふうに思っております。

終わりに、規則のほうに委ねればよいということを皆さんおっしゃってますけど、条例に根拠がないものを規則に定めるということは、非常に法制的には問題があるというふうに思いますので、そのあたりを含めて見解を、こういうことで認識されているかどうかの確認をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、原案の4条ですね。届け出段階での——くみ上げる計画の概要についての届け出、ここで特に数量的な規定もないと。数量的な数字は具体的にどういうふうに持つてあるのかというのは、一応ここには表記しておりませんが、20トンを超えてはならないのかなというふうに思っております。

それから10立米とした、最初の入り口の部分の特定採取者の10立米という基準についても、どうやってはかるのかとか、いろいろ御意見ありました。13番議員からも、家庭用の水道であっても、24時間出しっ放しにすれば10トンを超えてしまうことになる、当然そうだろうと思います。しかし、24時間家庭用の水を出しっ放しということは、ごくごくまれな例だろうと思いますし、またそのことで、全家庭が一斉にそれをやれば地下水に影響は出てくるだろうと思います。しかし、それさえもわかりません。地下にどれだけの地下水が眠っているのかというのは、我々は正直わかりません。わからない中でこういった条例制定ということになると、事細かに数字を決めていく意味がどこにあるのかと。乱暴にやれという意味じゃありませんよ。根拠がないということが第一の弱みです。規制する側もされる側もですね。

当然、住民もそういった地下水のことは知っておりませんし、市民生活課長から、うきは市内の地下水の量は恐らくこれぐらいあるだろうという報告も、9億トンだったですかね。ちょっと数字的には覚えておりませんが、それが本当かどうかわかりませんが、やはり地下にはそれだけの豊富な地下水という資源が眠っているということで、当然この豊かなうきは市の地下

水という資源を守っていかねばならないというのは全市民の願いであると思います。

ただ、やはり国がそういった基本法もつくった以上、地方でもそういった地下水を守る条例、そういったものを、当然、整備する必要も出てきましたし、また、特にうきはあたりは地下水が豊富で良質の水が出るということで、外資系なのか国内かわかりませんが、いわゆるミネラルウォーターと俗にいわれる地下水を販売する、そういった事業進出もこれから想定されるころだろうと思います。まずは、そこを想定しながら、どう、まさに規制をかけるのか、条例で縛りをつけるのかということになるだろうと思います。

冒頭に申し上げましたように、私たちとしては、市民生活を守るという側面、それから市民生活、市の利益を得るという両側面をバランスよくやっていくのが、この条例の基本的精神だろうと思っておりますので、この内容で議員各位にはぜひ御賛同をいただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は一部修正です。委員長から提出された一部修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除くほかの部分について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、修正部分を除くほかの部分については、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

日程第10. 議案第70号

日程第11. 議案第71号

日程第12. 議案第72号

日程第13. 議案第73号

日程第14. 議案第74号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、議案第66号平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14議案第74号平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてまでは決算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して決算特別委員長の報告を求めます。14番、高山決算特別委員長。

○**決算特別委員長（高山 敏枝君）** ただいま議題となりました議案第66号平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件の審査と経過の報告をいたします。

特別委員会では、9月12日から19日までの5日間にわたり審査を行いました。その結果、議案第66号平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○**議長（岩佐 達郎君）** 報告が終わりました。質疑は全議員による決算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

### 日程第15. 請願第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、請願第2号「農業・農協改革」に関する請願を議題とします。本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題になっております総務産業常任委員会に付託を受けていました請願に関する審査の結果報告を申し上げたいと思います。

平成26年第4回うきは市議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された請願第2号及び意見書の送達に係る審査の経過及び結果について、うきは市議会会議規則第89条第1項の規定により、次のとおり報告をいたします。

この請願は、中野義信議員の紹介により、にじ農業協同組合代表理事組合長、川原文次氏、に

じ農政連委員長、大熊茂成氏の連名により提出されたものであります。

請願の趣旨は、地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すためにはJAの機能を十分に発揮することが最も効果的かつ効率的であり、次期通常国会等で審議される予定の「農業・農協改革」に対し、現場の意見を反映するよう意見書を提出しようとするものであります。

当委員会では、去る9月10日に委員会を開催いたしまして、紹介者である中野義信議員から請願及び意見書の趣旨説明を受け、TPP交渉に起因する国内農業の危機的な予測等を踏まえ、台頭する「農業・農協改革」について農業者の現実的な視点に立って議論が交わされました。

論点は、まず、政府が提唱する農協中央会の廃止と、JA全農全国農業協同組合連合会の株式会社化に対する全国農業者の受けとめとその動向、さらには、改革が断行された場合のJAと農業者の影響について、中野議員の説明を受け議論をいたしました。

議論は、全国JAとしても経営体制と体質及び農業者等のJA依存度は、都市と地方ではその体質が大きく異なっており、JAに依存する、うきはの実情においては、利益追求による全国画一の改革では農業に支障を来すとの見解に至りました。ただ、身近にJAにじ事業の実情を鑑みるに、本来あるべき営農主体が政治経済の動向とともに金融・共済を主体とした経営に移行しており、いわば企業化して組合員の農協としての機能が弱体化しているのも現実的な指摘であり、組合員の農協離れが加速しているのも余儀ないゆえんでもございます。

また、農協中央会が政府の農協改革意向を受けて自主的な改革を行おうとする意思は当然としながらも、これまで内部改革に着手してこなかったことに対しても、その指摘は余儀ないのではないかという意見も聞かれました。

このことに対し、福岡県下における農協改革は、県下、現在20農協を3つの農協に統廃合する検討が進められており、いずれにしても農協が身近な存在から遠ざかる懸念が現実化することは避けられないと考えられております。

委員会としては、これらの実情を踏まえつつも、うきは市は農業が基幹産業であることに鑑み、JAの存在は農業振興に欠かせないことから、全国画一的な改革ではなく、政府が進める地方再生と農業の所得倍増計画により、農業を基軸とした地域の実情を踏まえ、まずは自己改革を図ることを基本とする請願は願意妥当として全会一致で採択することに決しました。この請願採択により、「農業・農協改革」に関する意見書も委員会において採択いたしておりますので、後ほど提出される意見書に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、総務産業常任委員会における審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第16. 請願第1号

#### 日程第17. 請願第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、請願第1号手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願書から日程第17、請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度の2分の1復元をはかるための2015年度政府予算にかかる意見書採択の要請についてまでは、厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました請願第1号手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願書については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていきましたので、審査の過程とその結果について報告いたします。

審査は、この請願書の紹介議員でもあります上野恭子議員よりその説明を受け審査をいたしました。

2006年12月に、国連では障害者権利条約の中で「手話は言語である」と明記、日本政府も2011年8月に障害者基本法を改正し、その中で「手話は言語」と明記しました。その後、2013年6月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、また2014年1月には国連の障害者権利条約を批准しましたが、「手話は言語」という独立した法律ははまだ整備されていないことから、現実には、教育現場では健常者と一緒に授業が受けられず、また、障害者であるという差別も社会には根強く残っているのが現実です。どんな場面でも音声言語同様に手話が使え社会環境を整えること、いつでもどこでもどんな内容であっても、手話通訳制度の対象とできるような社会のあり方を実現するため、この手話言語法の制定を求める意見書案の内

容は妥当であると判断し、全会一致採択することと決しました。

続きまして、同じく議題となりました請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度の2分の1復元をはかるための2015年度政府予算にかかる意見書採択の要請については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていまして、審査の過程とその結果について報告いたします。

この請願については、紹介議員の高山議員より説明を受け審査をしました。

義務教育現場における35人以下学級については、現在国は小学校1・2年生で実現していますが、その後、3年生以上については進んでおりません。うきは市においては、前市長のときからの計らいで、小学校1・2年生については30人以下学級を実現していただいておりますが、その小学校では、30人以上の学級が全98学級のうち16学級、35人以上の学級が19学級あるのも現実です。特に35人以上の学級が小学校で7学級、中学校で12学級もまだあることは気がかりな数字であります。学力をつけ、心豊かな子供を育てる環境を整えることは、将来のうきは市を担うすばらしい人材を育てるという観点からも、少人数学級はぜひとも実現しなければなりませんし、また、市独自に必要な人件費捻出のためにも、義務教育費国庫負担率の割合を従来の2分の1に戻すことは、地方自治体の財政面からも大きな課題であることは言うまでもありません。よって、この請願書の願意は妥当であると判断し、全会一致採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、請願番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第18. 追加議案の上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、追加議案の上程を行います。議案第75号、意見第1号から意見第4号まで4件を上程します。

---

### 日程第19. 市長の提案理由の説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、追加提案いたします議案は、予算案件1件でございます。

議案第75号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

繰越明許費の補正予算を計上するものでありますが、具体的には、新治団地に係る公営住宅建設事業について繰越明許費の追加を計上するものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この議案は、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

---

### 日程第20. 議案第75号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第75号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 追加議案の補正予算書のほうを御準備いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第75号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正、第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。平成26年9月24日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお願いいたします。

1、追加、8款4項住宅費4億8,757万9,000円は、新治団地に係る公営住宅建設事業の事業期間が複数年度にわたるため、翌年度へ繰り越す必要があることから、繰越明許費を設定するものでございます。なお、事業名の下段に公営住宅建設工事費と記載しておりますが、内訳といたしましては、建築完了検査手数料47万6,000円、建築工事監理委託費613万5,000円、工事請負費4億8,096万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は可決することに決しました。

---

## 日程第21. 意見第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、意見第1号集団的自衛権行使容認と国家安全基本法制定に反対する意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、別紙にお配りしております意見書（案）をごらんください。

意見第1号集団的自衛権行使容認と国家安全基本法制定に反対する意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成26年9月24日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員大越秀男、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣宛てでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） ただいま議題となりました意見書提出について、その提出理由についての説明をいたしたいと思います。今回の政府に対する意見書の案について、その提出理由を説明します。

本年7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をしました。このすばらしい地球上に人間が生活するようになって、現在に至る何万年もの人類の歴史の中で、古墳の中から見つかる人骨にも人間が殺し合った痕跡が見られます。近代では第1次世界大戦や、日本がアメリカに仕掛けて、結局、数百万人の命を犠牲にし敗戦国となった第2次世界大戦、近年ではベトナム戦争、何十年もの暴力と殺し合いを続けているイスラエルとパレスチナ紛争、結局、核兵器は見つからなかったイラク戦争、それに続くアフガン戦争、また最近のウクライナ情勢、また直近ではイスラム国の武力による勢力拡大など、好戦的リーダーや権力者のために、いつも犠牲になっているのは何の罪もないその国の国民であります。このように、歴史を検証すれば、暴力や戦争では真の平和や正義は得られないことは明らかであります。

先日公表された昭和天皇の実録にも、天皇が戦争に反対し、アメリカとの協調という外交努力が必要であるという考えがあったことも公開されました。苦い第2次世界大戦の苦しみと犠牲を踏まえ、私たち日本は憲法第9条という世界にも誇るべき宝物を手に入れました。今、一内閣の身勝手な論理で、その平和主義を捨てることは、日本人の誇りを捨てることでもあります。戦後70年が経過しようとしている現在まで、戦争では1人も殺さず、1人も殺されなかったこの平和主義という事実を後世に残すべき大切な宝物としなければなりません。

よって、今回の安倍内閣が閣議決定を行った集団的自衛権容認と、その行使を可能にする国家安全基本法の制定に反対するため、国への意見書の提出をいたしたいと思いますので、議員各位

の御賛同を何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 我が国を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております、国民の平和を守るのは政府の重要な責務と考えます。そのためには、日米間の安全保障、防衛協力を強化するとともに、必要最小限の限定的な自衛のための法整備をして信頼関係を深め、戦争を未然に防ぐ抑止力を高めることが不可欠であると信じますので反対いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 賛成する立場から討論に参加します。

今回の集団的自衛権行使容認という内容について、この間、国権の最高機関である国会での議論もせず、時の政府の判断で憲法を解釈するというものであります。しかも、この間60年間積み重ねられて確定してきた憲法上許されない集団的自衛権の行使容認というのは、他国を防衛するということを自衛の措置と表現する。さきの対戦で使われた自存自衛の戦いだといって侵略戦争を拡大してきた歴史を見るようなものであります。

私は、憲法を守り、戦争のない平和な日本、そして平和なアジアと世界を目指す立場から、憲法違反の集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策に反対し、今回の意見書採択に賛同いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 反対討論でございます。

さきの閣議決定でございますけれども、これはあくまでも個別的自衛権の範囲内の中での集団的自衛権であります。これはもう、国際法でも認められておりますし、絶対戦争はしないという、憲法第9条に守られた中での解釈でございますので、何ら問題はないと。これによって、今まで

日本がこういう、どこまででも広げていけるような状況にあったのが、この決定によって限られたものになったということで、国際社会からは評価を受けておるところでございますので、この意見書には反対でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実はけさの新聞でありますように、アメリカがシリアを攻勢しているわけでありまして。このイラク軍は、アメリカに協調する国はやはり敵対だということで、平等に攻撃をするというような記事が、新聞報道あるいはテレビ報道がなされているわけでありまして。

例えば、前回も地中海の機雷の捜査に自衛隊が出動したわけでありまして。機雷の除去というのは、世界で一番日本が進んでいるわけでありまして、機雷を敷設した国にしてみれば、せっかく機雷を設置したのに、それを日本が撤去するということは、やはり敵対行為にみなさざるを得ないというようなことがなされているわけでありまして。

したがって、今回の集団的自衛権の行使も、国会で議論するんじゃなくて閣議決定されたものであるわけ。自民党の総裁選挙が行われましたけれども、この中で石破さんと、それから安倍さんの意見が食い違ってるわけですよ。石破さんは、ぜひ、基本法の制定が先だと言ってるけれども、基本法の制定を外れて閣議決定をしてしまったわけでありまして。これには最初、公明党も反対してありましたけれども、何とか賛成を得たいということで、一部修正して賛成を得ましたけれども、全国的には、やはり集団的自衛権の行使には多くの自治体の議会が反対をしている状況であるわけなんです。

例えば、6月議会の全国の自衛権行使に反対する議会は59の議会で、1議会で決議書が採択されているわけでありまして。

先ほど、農協改革についての意見書の提案がなされましたけれども、この農協改革については、わずかに22の意見書しか出てなかったわけ。この時点で、全国では59の自治体、福岡県内でも8自治体が、この集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を採択しているような状況でございます。

したがって、私は、今、政府に思いとどまらせるためには、ぜひこの意見書の提出が必要と考えておりますので、本意見書に賛成であります。どうぞ議員皆さん方も、真剣に慎重に検討を加えて御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 私は、特定の政党なり特定の思想を持っているわけでもありません。ただ、これを単純に賛成、反対と言うわけにはまいりませんから、ちょっと私の考え方を若干述べさせていただきます、反対討論としたいと思っております。

直接、国政を論ずる立場にはございません。あとは報道等の受け売りで、それに基づく自分の考えということに相なりますけれども、一番気になるのは、これを是とする安倍総理大臣が「戦争は絶対しない」という言葉、まさにそのとおりでありましょうけれども、今までの解釈をめぐってくると、ずるずると情勢適応という概念のもとに動いております。それで、やはり歯どめを、内閣が変わっても歯どめをかけるというのが一番大事だろうというふうに思います。

そうした私的なあれですけども、うちの父親が長年戦争に行っておりまして、生々しく当時のことを聞いております。今の国際情勢、特に日本を取り巻く情勢を考えれば、これを是とせざるを得ないというものも理解できます。

したがって、結論としては、やはりここは国民で、先般のスコットランドの16歳以上の国民投票、ああいうものをもって、将来を担う人たちも含めた、そういう国是というものを明確に決める。そういう意見書であるならば、私、賛同しますけれども、ただ反対という意見書には賛成しかねますので、反対の立場として討論を申し上げておきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） るる言われておりますが、今言いますように、安倍政権が本当に閣議決定の上で自衛隊の集団的自衛権の行使を容認しようとしております。確かに本人は「戦争はしない」と申されておりますけれども、一番、今、危険がある近隣諸国、中国や韓国にますますこの日本に対する危機感といいますか、こういったものを増大する、そういう原因になります。いかに日本の政府が戦争はしないと言っても、このことによって、日本が戦争に入る危険性が高まることは事実であります。

私たち女性、母親は、決して子供を戦争に行かせたくない、そういう思いも非常に国民の女性の中には大きいと思います。そういったこともありますので、ここはぜひ容認を阻止するためのこの意見書に賛成いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。2番、鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） 12番議員より自治法第99条による意見書が出されました。意見の相違でございます。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで70年になっています。この間、一度の法改正もなく、行われておりません。しかし、この間、我が国を取り巻く外交情勢を見ますと、状況の変化を初め、家族、環境など、諸問題や大規模災害等への対応が求められています。このような状況変化を受け、新たな時代に向けてふさわしい憲法に改めるため、国会は憲法審査会において憲法改正案を早急に作成し、国民がみずから判断する国民投票を実現すること

を求めます。よって反対意見です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案については起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。  
可決です。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 着席ください。起立少数です。したがって、意見第1号については否決することに決しました。

---

## 日程第22. 意見第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、意見第2号手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書の案の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 意見第2号手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成26年9月24日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員上野恭子、賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同櫛川正男、同高山敏枝、同諫山茂樹、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官宛てでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ただいま議題となりました意見第2号に基づき、意見書（案）の提出趣旨を説明いたします。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学べること、また、日常生活、職場などで手話を使った情報提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話を使える社会となること、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法を制定するよう、国に対し意見書の提出をお願いするものであります。理由は委員長報告のとおりです。

手話言語法が制定されたら何が変わるのか、4つほど述べさせていただきます。

学校に国語の授業があるように、聾学校にも国語の授業があります。しかし、手話の授業ではなく、手話の文法、表現力、歴史、文化などを学ぶ機会ではありません。聾学校の先生も全員が手話を使って授業をしているわけではありません。手話言語法が制定されれば、聾学校では日本語と手話の2つの言語を授業として学ぶことができるようになります。また、手話を通じ、先生と生徒、生徒同士のコミュニケーションもスムーズにとれるようになります。

2つ目には、聾者と聞こえる人がコミュニケーションをとる旨の、手話通訳者派遣事業があります。市町村が主体となって実施しておりますが、しかし聾者が必要としても、手話通訳者を派遣するかどうかは実施主体である市町村が判断しております。うきは市の場合は、市内在住の聾者に限っております、うきは市手話の会約30名の20名弱が活動されております。市外から来られた方の通訳はできません。手話言語法が制定されれば、いつでもどこでもどんな内容でも、必要とする手話通訳者の派遣をしてもらうことができます。聾者でなく聞こえる人も、聾者と話したいときも手話通訳者の派遣をしてもらえるようになります。

また、3つ目には、近年、新生児のときに聴覚に異常があるかどうかを調べる検査が行われるようになっております。もし聴覚に異常があるとされた場合、医療機関からは補聴器や人口内耳の情報が提供されますが、手話についての情報提供はほとんどありません。手話言語法が制定されれば、聞こえないことを受けとめ、理解し、手話で子育てをすることの情報提供や支援を受ける選択肢がふえることとなります。

また、4つ目には、テレビに字幕のある番組がふえております。しかし、全ての番組につくようになってはいません。手話がつく番組に至っては非常に少ないのです。非常のときなど、緊急放送時には、字幕にも手話通訳がつかないので大切な情報がわかりません。手話言語法が制定されれば、テレビに字幕、手話通訳は義務化され、聞こえない、聞こえにくい多くの人々が安心して情報を得ることができるようになります。特に災害のときなどは安心でございます。

また、手話言語法制定については、山口県、秋田県、それから富山県、石川県などなど、多くの県市町村が意見書請願の提出をされる動きがあっております。

以上のことで、厚生文教常任委員会では、委員長の報告どおり、全会一致により採択となりました。つきましては、手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める請願の提出につきましては、ここにおられます皆様の御賛同をよろしく願いし、ここに説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

上野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第2号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

---

### 日程第23. 意見第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、意見第3号「農業・農協改革」に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読させます。なお、意見書案の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 意見第3号「農業・農協改革」に関する意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成26年9月24日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員中野義信、賛成者、うきは市議会議員江藤芳光、同三園三次郎、同江藤善康、同藤田光彦、同熊懐和明、同鏑水英一。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官宛てでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨の説明を求めます。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） ただいま議題となりました意見第3号に基づき、意見書（案）の提出趣旨を説明いたします。

「農業・農協改革」に関する意見書（案）。平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、

現場では農業者と県及び市町村行政・関係機関、JAグループが一体となって取り組みを始めたやさきである。政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化、独自性の発揮が必要との考えから、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要がある。加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考える。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくりなどの対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念される。地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政関係並びにJAグループ等が、適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であり効率的である。

については、国におかれては、今後、想定される農協法の改正など、次期国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」に当たっては、下記の事項に留意するよう強く求める。

(1) 協同組合であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において、拙速な対応を行わないこと。

(2) JAが行っている営農、経済、信用、共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く深く密着しているため、信用事業の譲渡など、一部の事業を強制的に分離しないこと。

(3) 地域住民の重要な生活基盤ともなっているJAの事業に対して、准組合員の利用を制限するような協同組合の果たしている役割に支障を来す規制強化を行わないこと。

(4) 全農はJAを補完するものであり、多様な担い手の農産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。

(5) 中央会は、JAの指導機関として不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き、農協法に基づく制度として位置づけること。

先ほど総務産業常任委員会の委員長報告にありましたとおり、議長を除く全議員の賛成により採択となりました。つきましては、「農業・農協改革」に関する意見書(案)の関係機関に提出について、皆様の賛同をお願いし、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

中野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第3号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

---

#### 日程第24. 意見第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第24、意見第4号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読させます。なお、意見書案の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 意見第4号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成26年9月24日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員高山敏枝、賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同櫛川正男、同諫山茂樹、同上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

提出先は、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） ただいま議題となりました意見第4号教育予算の確保と充実を求める意見書提出理由を申し上げます。

少人数学級につきましては、平成23年、30年ぶりに義務標準法が改正され、小学校1年生から始められました。また平成24年9月には、小学校2年生から中学校3年生までを順次35人以下に改善するという案が出されましたが、実現しておりません。

一方、社会的状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対してきめ細かな対応が必要となっております。さらにいじめ、不登校などの生徒指導の課題も年々深刻化、複雑化しております。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進と子供に丁寧な対応をする教職員の増員という改善が必要不可欠となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1へ引き下げられ、自治体の財政を圧迫しております。そのことにより非正規職員も増大しております。

教育は未来への先行投資であり、子供たちが全国どこでも等しく良質な教育が受けられる、その必要があります。そのために少人数学級を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上のために、義務教育国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1に復元することを国に対し要請するもので、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

高山議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第4号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

## 日程第25. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第25、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

## 日程第26. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第26、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで、市長から挨拶の申し出がおりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 岩佐議長の許可をいただきましたので、第4回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月4日から開会いたしました本定例会におきまして、追加議案を含め、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

うきは市地下水の保全に関する条例の制定につきまして、届け出において地下水採取を規制するなど、より厳格な条文が追加、修正されましたことは真摯に受けとめまして、来年1月1日から適切な施行はもとより、地下水がある程度管理可能な状態となるよう、来年度の予算編成からその対応を図ってまいり所存であります。その際、組織、職員の定数、予算等におきましては、特段の御配慮をお願いいたしたいと思っております。

審議いただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じております。

朝夕は大分涼しくなっております。これから実り、スポーツ、食欲の秋などを初め、観光シーズンを迎え、各地でいろいろな催しがあるようでございます。うきは市におきましても、うきは市民運動会など多くの行事を計画しております。議員各位におかれましては御多忙のこととは存じますが、御参加いただきますとともに、健康に十分留意されまして、うきは市発展のため、今後とも、なお一層御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

たきます。本日は、まことに御苦労さまでございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。12月定例会の開会日は12月4日木曜日開会予定として  
いますので、報告しておきます。

これもちまして、平成26年度第4回うきは市議会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 佐 藤 湛 陽

署名議員 上 野 恭 子